

一般社団法人 住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会

平成30年度事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

平成30年度は、住宅履歴情報の蓄積・活用の一層の推進と、住宅履歴情報サービスの公正かつ適切な実施を図るため、以下の事業を実施する。

1. 改正宅建業法及び安心R住宅制度に対応するための一覧表提供事業の開始

昨年度から準備をしてきた改正宅建業法及び安心R住宅制度に対応するための一覧表提供事業（以下、「一覧表提供事業」という。）について、協議会の情報蓄積活用部会の下に一覧表提供事業WGを設け、以下の取り組みを行う。

① 協議会事務局の取り組み

一覧表提供事業に係る業務フロー、一覧表フォーマット、事業実施に係る細則等を定め、蓄積情報の有無の確認等の対応に向け準備し、対応する。

また、宅建業者向け説明会を企画し、開催地域の会員と連携して説明会を開催するとともに、事業並びに説明会を案内するホームページを整備する。

② 会員情報サービス機関の取り組み

一覧表提供事業の準備の整った会員情報サービス機関から、求めに応じ蓄積情報の一覧表の提供を開始する。

2. 住宅履歴を活用した情報インフラ整備事業への取り組み

平成30年度から3カ年計画で新たに始まる国土交通省の「住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業（うち、住宅履歴を活用した情報インフラ整備事業）」に関する補助事業についての取り組みを実施する（参考資料 参照）。

① 蓄積情報のインデックスデータ提供及び一元的横断的なデータベース等のシステム整備事業に係る総合的検討

蓄積情報件数の数的増加と活用機会の拡大を目指し、協議会の会員の代表と学識者、専門家で構成する総合的検討WGを設け、情報サービス機関が蓄積する情報に係るインデックスデータ提供事業に関するスキームの構築等の会員の方向性の検討、関連事業者へインデックスデータを提供する場合の法的検討、インデックスデータに記載する属性情報の検討等を行い、協議会の指針等の規程、標準契約約款等を見直す。

② 蓄積情報のインデックスデータ作成ツールの制作等の情報インフラに係る検討

総合的検討WGが検討して策定した蓄積情報のインデックスデータの提供を行うスキームに基づき、情報サービス機関が使用するインデックスデータ作成ツールの制作等の情報インフラに係る検討をする。初年度は必要な調査を行い、要件定義等を行う。

3. 情報サービス機関の業務品質向上等、会員情報サービス機関の共通課題への取り組み

共通IDの信頼性確保をはじめとする、情報サービス機関の対外的対応、業務及び情報品質の向上等の課題解決のため、新たに総務部会を設置し、情報サービス機関ガイドブックを協議会のルールとして改めて定め、当該ガイドブックを周知するほか、情報サービス機関の共通的な課題について検討を行う。

4. 事業者及び消費者に対する普及・啓発活動並びに協議会ホームページの更新等

- ① 住宅履歴資格制度創設部会は、平成30年度は、資格制度ではなく講習会制度と改めるとともに、普及広報部会の下に置き、講習会の企画・運営並びに講習会のテキスト制作を進める。(6月完成予定)
- ② 広報事業については、事業者への講習会の実施、事業者を介した消費者への周知啓発の検討及び協議会ホームページによる積極的な情報発信を主な役割とし取組こととしている。

5. その他

- ① 引き続き、共通IDの発行及び管理並びにいえかるてロゴマークの使用管理を適正に行う。
- ② 国土交通省の「住宅履歴を活用した情報インフラ整備事業」の関係事業者等に協議会への加入を働きかけ、会員数の拡大を図る。